

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進				番号	⑭	(千円)				
	予算科目					他に記載のある個別票の番号	予算額				
会計	組織／勘定	項	事項		6年度 当初予算額		7年度 概算要求額				
政策評価の対象となっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	経済連携等の推進に必要な経費		198,695	258,312				
	小 計				一般会計	198,695	258,312				
						<	>	の内数	<	>	の内数
					特別会計	<	>	の内数	<	>	の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの											
	小 計				一般会計	<	>	の内数	<	>	の内数
						<	>	の内数	<	>	の内数
					特別会計	<	>	の内数	<	>	の内数
						<	>	の内数	<	>	の内数
	合 計				一般会計	198,695	258,312				
						<	>	の内数	<	>	の内数
					特別会計	<	>	の内数	<	>	の内数
						<	>	の内数	<	>	の内数

政策目標 5-2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

<p>上記目標の概要</p>	<p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2023」「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和5年6月16日閣議決定）等では、世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、国際環境の変化に対応し、世界に開かれた貿易・投資立国であり続けるため、引き続き、EPA（経済連携協定：用語集参照）の締結に関する取組を積極的に行うことが求められています。財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-2-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</p> <p>政5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進</p>
----------------	---

政策目標 5-2 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効したCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的關係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のル</p>

ールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。

また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力を行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。

これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。

なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
測定指標 (定性的な指標)	目標	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	

WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)  
主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

A WTOにおける取組  
平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が156か国（令和6年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、令和6年2月に開催された第13回WTO閣僚会議において、WTO改革については特に紛争解決制度に関し、令和6年内にすべての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する制度の実現のために議論を加速させることに一致したほか、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては令和8年にカメルーンで開催予定の第14回WTO閣僚会議まで延長することが決定されるなど、様々な成果が得られたところ、財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、関係省庁と連携し、こうした多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。

B 経済連携の推進に係る取組  
CPTPPは、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にCPTPPとして発効しました。同月、6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）について発効し、その後令和5年7月までに他の全ての原署名国（ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ）に

○

ついて発効しました。また、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名されました。以降、同議定書の発効に向けて各国が国内手続を進めていくことになり、我が国においては同年12月に同議定書が国会承認されました。

日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和5年度も各種専門委員会において、日EU・EPAの運用状況等について引き続き議論を行いました。

EUを離脱した英国との間では日英EPAが令和2年10月に署名に至り、令和3年1月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和5年10月に開催された日英EPA合同委員会第2回会合では、日英EPAの運用状況の確認や、日英間のビジネス及び貿易を一層強化・促進するための今後の取り組みなどに関する議論を行いました。

RCEP協定については、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。令和5年8月に開催された第2回RCEP閣僚会合では、RCEP協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。

また、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定については、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和5年度における税関主催：計16回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。

さらに、日インドネシアEPAについては、平成27年5月に協定の改正交渉を開始し、令和5年12月に改訂議定書の大筋合意に至りました。本改正により、知的財産における国境措置の強化を含むルール分野等の改善を通じて、協定の内容が拡充されることが期待されます。

バングラデシュとの間では、令和5年4月より「あり得べき日・バングラデシュEPAに関する共同研究」の会合が計3回開催され、令和5年12月にはその成果をまとめた共同研究報告書が発表されました。また、会合における議論、及び共同研究報告書において、日・バングラデシュ間の包括的かつ高いレベルのEPAを締結することは、両国間の貿易・投資の拡大を始めとする経済関係の強化等に資するとして、両国間のEPA締結のための交渉開始が提言されたことを踏まえ、令和6年3月には、バングラデシュとの間でEPA締結のための交渉を開始することを決定しました。

また、財務省では、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ASEANと協議を進め、日インドネシアEPAについては令和5年6月に運用を開始しました。タイ及びASEANについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。

上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。

<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

## 政5-2-1に係る参考情報

### 参考指標1：FTA/EPA等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPAは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和5年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況（令和6年3月現在）

## 経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2024年3月時点)

### 発効済

シンガポール（2002年11月（2007年9月改正））、メキシコ（2005年4月（2012年4月改正））、マレーシア（2006年7月）、チリ（2007年9月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、ASEAN（2008年12月、（2020年8月改正））、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）、豪州（2015年1月）、モンゴル（2016年6月）、CPTPP<sup>(注1)</sup>（2018年12月）、EU（2019年2月）、米国（2020年1月）、英国（2021年1月）、RCEP<sup>(注2)</sup>（2022年1月）

### 署名済

TPP12<sup>(注3)</sup>（2016年2月署名）

### 交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ（GCC<sup>(注4)</sup>、韓国、カナダは交渉中断中）

<sup>(注1)</sup> CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国（計12か国）。

発効国：カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ（2018年12月）、ベトナム（2019年1月）、ペルー（2021年9月）、マレーシア（2022年11月）、チリ（2023年2月）、ブルネイ（2023年7月）

<sup>(注2)</sup> RCEP(地域的な包括的経済連携)：ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。

発効国：ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド（2022年1月）、韓国（2022年2月）、マレーシア（2022年3月）、インドネシア（2023年1月）、フィリピン（2023年6月）

<sup>(注3)</sup> TPP12(環太平洋パートナーシップ協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計12か国）。

<sup>(注4)</sup> GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。2024年に交渉再開予定。

(出所) 関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

施策	政5-2-2: 税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	
測定指標 (定性的な指標)	政5-2-2-B-1: 税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	
	目標	<p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定(用語集参照)の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、令和5年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85件の研修及びセミナーを実施しました(参考指標1参照)。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国(用語集参照)の対象国については、各国での指導的役割を担う教官(マスタートレーナー)を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラムを実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。</p> <p>B WCOにおける取組</p> <p>WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和5年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。</p> <p>C 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECでは、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM(アジア欧州会合:用語集参照)では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和5年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでした。日本としてASEM域内へ税関手続のデジタル化等に関する知見共有を行うなど、域内における貿易円滑化の実現に向けて引き続き貢献しています。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国関税局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>D EPA等における取組</p> <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、</p>

達成度

○

		<p>税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。E P Aにおいては、政5-2-1に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。また、令和4年9月に交渉を開始したI P E F（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しました。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組      バングラデシュ（令和5年4月）及びボリビア（令和5年6月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。</p> <p>また、令和6年1月にR I L O・A P（WCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所：用語集参照）のホストを日本が韓国から引継ぎ、2月には開所式が開催されました。日本税関としてはR I L O・A Pが我が国を含むアジア・大洋州地域内における密輸関連情報の交換を促進し、効果的・効率的な取締の実施など安全・安心な社会の確保及び適切な関税等の徴収に貢献するための活動を支え、連携しているところです。</p> <p>上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入研修	案件数	9	21	28
	受入人数	182	218	316
専門家派遣	案件数	51	46	54
	派遣人数	133	111	114

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 令和3年度はすべてオンラインで実施し、令和4年度及び令和5年度も一部オンラインで実施した。

参考指標2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）に係る締約国数

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
121 各国及びE U	126 各国及びE U	130 各国及びE U	132 各国及びE U	135 各国及びE U

(出所) WCOウェブサイト

[http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf\\_revised\\_kyoto\\_conv/Instruments](http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments)

参考指標 3：税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数（単位：国・地域）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
36	37	39	39	41

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調  
<https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	40,298	33,213	161,385	198,695
		補正予算	—	—	△522	/
		繰越等	—	—	N.A.	
		合 計	40,298	33,213	N.A.	
執行額 (千円)	532	4,278	N.A.			

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和5年度「繰越等」、「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

<b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2023」 (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」 「成長戦略等のフォローアップ」 (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>「総合的なTPP等関連政策大綱」 (令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)</p>
----------------------------------	--

<b>政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報</b>	該当なし
--	------

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革等に関する議論に積極的に参画し、様々なWTO上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、RCEP協定をはじめとするEPAの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

<b>担当部局名</b>	関税局（参事官室（国際交渉担当）、調査課、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	<b>政策評価実施時期</b>	令和6年6月
--------------	--	-----------------	--------